

授業料免除対象者の必要書類について

《生活扶助受給の方》

1. 当該月（申請月）に発行された「生活扶助の受給（1）及び申請者の氏名（2）」が記載されている生活保護受給証明書等の証明書類
2. 上記1に申請者の氏名が記載されていない場合は、世帯全員の住民票

【注意事項】

申請者は、福祉事務所の窓口にて①生活扶助受給の証明が必要であること、②申請者本人の証明が必要であることを伝え、証明書類を受領してください。

《住民税非課税または住民税均等割りのみ課税世帯の方》

1. 申請者を含む世帯全員の記載のある非課税（均等割のみ課税）証明書
2. 世帯全員の住民票

【注意事項】

- ・ 上記1の証明書（非課税証明書）
 - 当該年度（6月～翌年5月）に発行されたものをご提示ください。なお、当該年度のものが発行されていない場合は、前年度のものによります。
- ・ 上記2の証明書（住民票）
 - 住民票発行日の翌日から起算して6か月以内のものをご提示ください。
 - 上記1及び上記2の証明書から、義務教育を終えた全ての世帯員が、住民税非課税もしくは均等割のみ課税であることを確認します。
 - 18歳以下で、全日制高校に通うなど学業に専念している者については、手続き時に口頭で確認いたします。書類の提示は必要ありません。

《障害者手帳の交付をうけている方》

以下のいずれかをご提示ください。

- ・ 身体障害：「身体障害者手帳」
- ・ 知的障害：「療育手帳」（東京都は「愛の手帳」）
- ・ 精神障害：「精神障害者保健福祉手帳」
(講習開始日までに有効期限が切れていないものをご提示ください。)

《激甚災害等により被災された方》

必要な書類は実施校へお問い合わせください。